

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの  
移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間  
の協定の説明書

外  
務  
省

目次

|   |               |   |
|---|---------------|---|
| 一 | 概説            | 一 |
| 1 | 協定の成立経緯       | 一 |
| 2 | 協定締結の意義       | 一 |
| 二 | 協定の主要な内容      | 一 |
| 三 | 協定の実施のための国内措置 | 三 |

## 一 概説

### 1 協定の成立経緯

政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊の再編の一環としての第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転を確実なものとし、沖縄県の負担の軽減を図るための協定を締結するため、アメリカ合衆国との間で交渉を行った。その結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十一年（二千九年）二月十七日に東京において、日本側中曾根外務大臣とアメリカ合衆国側クリントン国務長官との間でこの協定の署名が行われた。

### 2 協定締結の意義

この協定の締結は、第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人の沖縄からグアムへの移転の実施を確実なものとし、沖縄県の負担の軽減に資するものと考えられる。

## 二 協定の主要な内容

この協定は、前文、本文十一箇条及び末文から成り、それらの主要な内容は、次のとおりである。

1 日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対し、第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人の沖縄からグアムへの移転のための費用の一部として、合衆国の二千八会計年度ドルで二十八億合衆国ドルの額を限度として資金の提供を行うことについて定める。（第一条1）

2 日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極に記載することについて定める。（第一条2）

3 アメリカ合衆国政府は、グアムにおける施設及び基盤を整備する同政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとることにについて定める。（第二条）

4 移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかっていることについて定める。日本国政府は、アメリカ合衆国政府との緊密な協力により、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設を完成する意図を有することについて定める。（第三条）

- 5 アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムにおける施設及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用することについて定める。(第四条)
- 6 アメリカ合衆国政府は、日本国の提供する資金が拠出される移転のための事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者が公正、公平かつ衡平に取り扱われることを確保することについて定める。(第五条)
- 7 日本国政府は日本国防衛省を実施当局に指定し、アメリカ合衆国政府はアメリカ合衆国防省を実施当局に指定すること等について定める。(第六条)
- 8 日本国の各会計年度において日本国の提供する資金が拠出される個別の事業は、両政府間で合意し、及び別途の取極に記載すること等について定める。(第七条1)
- 9 日本国が提供した資金及び個別の事業に支払うことが契約上約束された当該資金から生じた利子は、実施当局の間で合意される指数を用いた計算方法に基づき、合衆国の二十八会計年度ドルで二十八億合衆国ドルの額を限度として日本国が提供すべき資金の総額に繰り入れられることについて定める。(第七条2)
- 10 日本国の同一の会計年度において日本国の提供した資金が拠出されたすべての個別の事業に係るすべての契約の終了後に日本国が提供した資金に未使用残額がある場合には、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、当該未使用残額を返還すること等について定める。(第七条3)
- 11 日本国の提供した資金が拠出された最後の個別の事業に係るすべての契約の終了後、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、日本国が提供した資金から生じた利子を返還すること等について定める。(第七条4)
- 12 アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、毎月、合衆国財務省勘定における取引に関する報告書を提出することについて定める。(第七条5)
- 13 アメリカ合衆国政府は、同政府が日本国の提供した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国の懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとることについて定める。(第八条)

14 日本国の資金の提供は、第二条に規定する措置においてアメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件とすることについて定める。(第九条1)

15 合衆国の措置は、(1)移転のための資金が利用可能であること、(2)ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること及び(3)ロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることを条件とするこ  
とについて定める。(第九条2)

16 両政府は、この協定の実施に関して相互に協議することについて定める。(第十条)

17 この協定の効力発生について定める。(第十一条)

### 三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには新たな立法措置は必要としないが、日本国政府としてアメリカ合衆国政府に対して資金の提供を行う義務が生ずるため、予算措置を必要とする。